

令和3年度 事業計画書

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団

令和3年度事業計画書 目次

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針	1
はじめに・重点目標	2
法人本部（事務局）・福祉の里総務課	4
各務原市福祉の里つくし（福祉型児童発達支援センター）	8
各務原市福祉の里つくし（保育所等訪問支援事業）	9
各務原市福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター）	10
各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）	11
各務原市福祉の里あすなろ（生活介護事業）	12
各務原市福祉の里ぽぷら（生活介護事業）	13
虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型））	14
各務原市基幹相談支援センター すまいる	15
各務原市福祉の里どんぐり（特定・障害児相談支援事業）	16
高齢者生きがいセンター稲田園（生きがいセンター）	17
福祉の里支援センター	18
年間行事計画	19

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針

<基本理念>

“笑顔で” “元気に” “自分らしく”

<基本方針>

1. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。
2. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。
3. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。

<ロゴマーク>



令和3年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画

はじめに

各務原市社会福祉事業団は、令和3年度で法人設立から25年を迎える中、地域の障がい福祉の拠点として、障がい児者のためのさまざまな事業を展開しています。児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、生活介護事業、就労継続支援事業（B型）を運営する他、基幹相談支援センターや相談支援事業を運営することで、地域のニーズを各務原市の施策に反映する役目も担っています。

さらに、市の委託事業である「すくすく応援隊事業」や「ことばの相談」等にも参加し、早期療育に繋げています。

また、高齢者生きがいセンターの運営も実施し、地域の高齢者の生きがい対策の一翼を担っています。

運営形態については、福祉の里の児童発達支援センター「つくし」、医療型児童発達支援センター「たんぽぽ」、児童発達支援事業「さくら」、保育所等訪問支援事業、生活介護事業「あすなろ」と「ぽぷら」、さらに高齢者生きがいセンター「稲田園」を各務原市の指定管理により運営しています。

就労継続支援事業「虹の家・友愛の家」及び基幹相談支援センター「すまいる」は、市からの委託事業として、相談支援事業「どんぐり」については独立事業で運営しています。

昨年度は、新型コロナウイルスの影響により、行事の中止や縮小を余儀なくされましたが、職員一同、感染予防対策を徹底するなどして、難局を乗り切ってきました。職員研修をオンラインで受講したり、地域貢献事業としての「福祉の里セミナー」もYouTubeで配信したりする等の工夫もしました。

令和3年度もコロナ対策を継続しつつ、各事業の充実と職員の働きやすい職場環境の整備を目指します。

児童発達支援センター「つくし」は、40名定員の受け入れとして職員体制を整備し、待機児を出さないよう1クラス増やし、かつ安定したクラス運営を目指します。

新たな取り組みとしては、各務原市が開始する地域生活支援拠点事業としての「各務原市安心生活支援事業」に参加し、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるための地域の体制づくりの一翼を担っていきます。

また、改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の施行に伴う体制整備として、規程やガイドラインを整備するとともに研修等を実施し、基本理念の「笑顔で、元気に、自分らしく」が職員全員の現実となるよう、風通しの良い職場環境に努めます。

併せて、後継者育成のため、施設管理者等への研修や新人育成のあり方等についても見直し、マニュアルの策定と計画的な人材育成を行っていきます。

重点目標

1. 「つくし」事業の体制整備（待機児を出さないための受け入れ体制整備等）

- ・ 職員体制の充実（単独管理者を置く）
- ・ 1クラス増
- ・ 安定したクラス運営

2. 各務原市地域生活支援拠点事業所としての体制整備

「各務原市安心生活支援事業」に参加し、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるための地域の体制づくりの一翼を担う。

- ・ 基幹相談支援センター「すまいる」の地域生活支援拠点コーディネーターによる地域生活支援拠点整備の実施
- ・ 相談支援事業所「どんぐり」による緊急時や体験等の相談、受け入れ先の調整等
- ・ 障がい児者サービス事業所「つくし」「たんぽぽ」「さくら」「あすなろ」「ぼぶら」「虹の家・友愛の家」による緊急時における居宅等での見守り支援等

3. 労働関係諸法改正に伴う労務管理体制の整備

改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の施行に伴う体制整備

～ガイドラインの策定と具体的な対策～

- ・ パワハラの相談窓口設置と適切な運用
- ・ 何がパワハラに当たるかについて職員間で共有
- ・ 施設管理者等への教育・啓発（部下育成の心構え、適正な指導方法、価値観の共有と確認、ハラスメント研修等）
- ・ ハラスメントの起きない働きやすい職場環境づくり（長時間労働の削減、職場内の良好なコミュニケーションの醸成等）

※2020年（令和2年）6月に改正。新たに、パワーハラスメントに関する事業主・労働者の責務が明記された。大企業（100名以上）は2021年（令和3年）4月1日からの義務化。当事業団規模の中小企業（100名未満）は、2022年（令和4年）4月1日から義務化。

4. 後継者育成を見据えた体制整備

- 5年後を見据えた職員配置計画
- 研修マニュアルの策定
 - ・ 職員研修の見直し
 - ・ 新人育成のあり方についての見直し（メンター職員の設置、健康管理スタッフによる定期相談等）
 - ・ 施設管理者等への教育（部下育成の心構え、適正な指導方法、働き方改革研修等）

法人本部（事務局）・福祉の里総務課

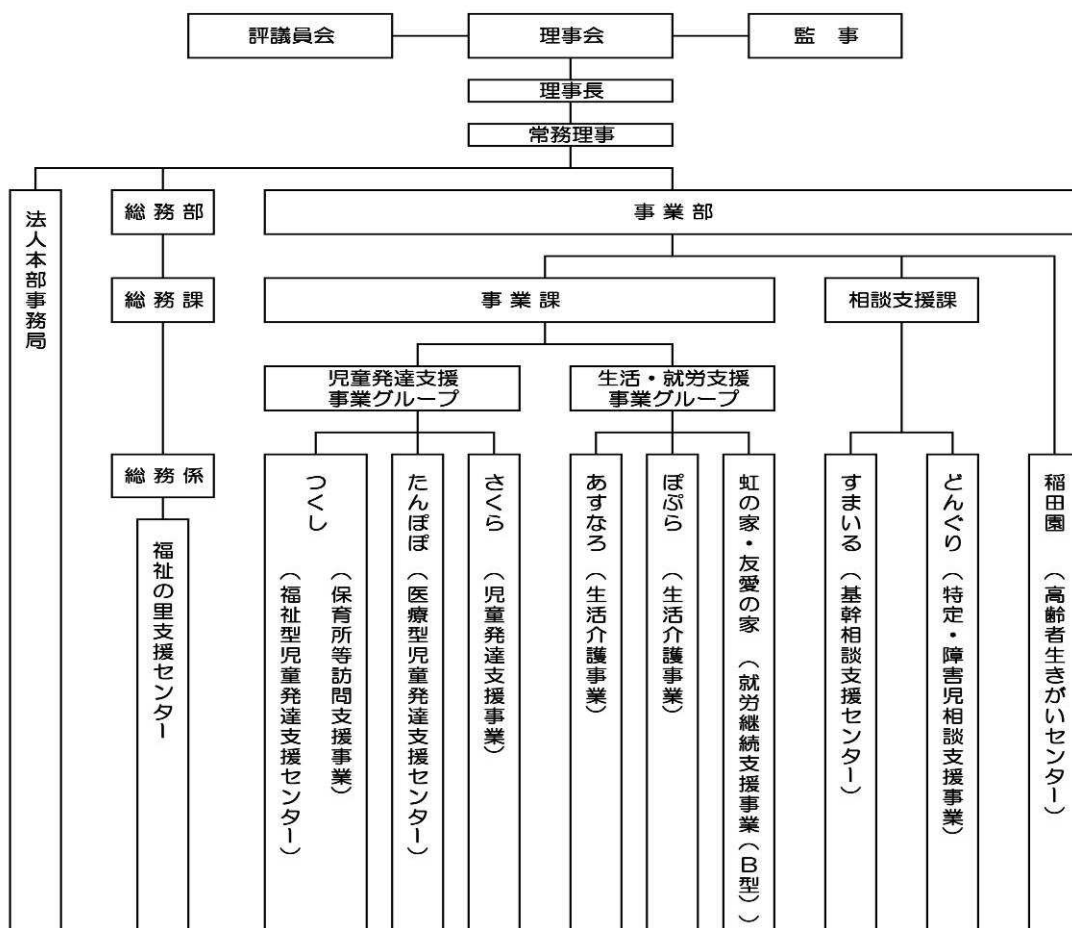
1. 事業概要

- (1) 予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、理事会・評議員会を開催します。
- (2) 多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、委託者である各務原市はもとより関係機関との連携を深め、より良い支援体制の確立を目指します。
- (3) 人材育成の強化を図るため、研修体系に沿った職員研修を実施します。
- (4) 職員が安心して働けるよう、福利厚生や環境整備に努めます。
- (5) 苦情解決制度や第三者委員制度を周知徹底し、利用者の意見を真摯に受け止め反映するようにします。

2. 現状と課題（中長期目標）

令和元年度から5年間の指定管理を受け、事業運営においては運営上の問題点や課題を把握し、その改善に努め、サービスの質の向上に繋げていきます。同時に、基本理念等の周知や経営状況の把握と改善を意識した施設運営のほか、人事考課制度の運用・見直し、職員研修の充実などによる人材育成等様々な課題に取り組み、利用者サービス・利用者満足の向上に努めます。また、働き方改革関連法の施行に伴う労働環境の整備に努めます。

3. 組織図



4. 職員配置

	職員数	内 訳	
		正規職員・再雇用(※)	契約職員
総務部・法人本部事務局	8 (6)		常務理事 1 総務部長 (1)
法人本部事務局	4 (1)	事務局参事 1 事務局員 2	事務局長 (1) 事務局員 1
総務課	3 (4)	総務課長 (1)	
総務係	3 (3)	総務係長 (1) 主任 (1) 管理栄養士 1 看護師 1 運転士兼介護員 1	総務係員 (1)
事業部	90 (38)		事業部長 (1) 福祉の里所長 (1)
事業課	74 (31)	事業課長(※) 1 事業課主幹(あすなる管理者) (1)	
児童発達支援事業グループ	37 (15)		
つくし (福祉型児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	17 (6)	[児童発達支援センター] 管理者 1 児童発達支援管理責任者 1(1) 児童指導員 1 保育士 6 看護師 (1) 言語聴覚士 (1) 管理栄養士 (1) 運転士兼介護員 (1) [保育所等訪問支援事業] 管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 訪問支援員(言語聴覚士) 1 事務職員 (1)	保育士 5
たんぼぼ (医療型児童発達支援センター)	13 (3)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 保育士 1 看護師 2 理学療法士 1(1) 作業療法士 1 言語聴覚士 3 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 2
さくら (児童発達支援事業)	7 (6)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 児童指導員 1 看護師 (1) 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 言語聴覚士 (1) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 3
生活・就労支援事業グループ	36 (15)		
あすなる (生活介護事業)	17 (4)	管理者 1 サービス管理責任者 1(1) 生活支援員 6 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 9
ほぶら (生活介護事業)	10 (7)	管理者(※) 1 サービス管理責任者 1(1) 生活支援員 1 看護師 2 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 1 看護師 1 介護員 3(1)
虹の家・友愛の家 (就労継続支援事業(B型))	9 (4)	管理者(※) 1 サービス管理責任者 1(1) 生活支援員 3 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	職業指導員 2 生活支援員 2
相談支援課	9 (5)		相談支援課長(すまいるせがら) (1)
すまいる (基幹相談支援センター)	5 (2)	地域生活支援拠点コーディネーター 1 相談支援員 2(1)	センター長 1 相談支援員 1(1)
どんぐり (特定・障害児相談支援事業)	4 (2)	管理者 1 相談支援員 3(1) 事務職員 (1)	
稲田園 (高齢者生きがいセンター)	7	園長 1	事務職員 1 用務員 5
計	98 (44)	正規職員・再雇用職員 計 58	契約職員 計 40

(括弧内は兼務を表す)

5. 受託施設及び事業一覧

区分	施設及び事業				
	種別	名称	根拠法令	定員	経営の別
第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業 (福祉型児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	各務原市福祉の里つくし	児童福祉法	40人	指定管理者制度による受託
				—	
	障害児通所支援事業 (医療型児童発達支援センター)	各務原市福祉の里たんぼぼ		20人	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援事業)	各務原市福祉の里さくら	20人		
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里あすなろ	障害者総合支援法	60人	
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里ほぶら		20人	
	相談支援事業 (特定・障害児相談支援事業)	各務原市福祉の里どんぐり	障害者総合支援法 児童福祉法	—	管理委託制度による受託
	障害福祉サービス事業 (就労継続支援事業B型)	虹の家 (主たる事業所) 友愛の家 (従たる事業所)	障害者総合支援法	20人 15人	
老人福祉センター	各務原市高齢者 生きがいセンター 福田園	老人福祉法	—	指定管理者制度による受託	
公益事業	基幹相談支援センター	すまいる	障害者総合支援法	—	管理委託制度による受託
	各務原市福祉の里支援センター		法外	—	指定管理者制度による受託

6. 改正労働施策総合推進法の施行に伴う体制整備

改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の改正により、企業に対してハラスメント対策の強化が義務付けられました。これを受け、法人としての職場におけるハラスメントに関する方針を明確化し、関係規程を整備・改正を行います。

職員への周知・啓発を行い、また相談窓口の設置を適切な運営により働きやすい職場環境づくりを進めます。

7. 職員研修

職員の資質向上等のため各種研修を計画的に実施していきます。

虐待防止・人権擁護研修、パワーハラスメント研修、メンタルヘルスケア研修、リスクマネジメント研修、感染症予防研修、救命講習、職員による実践報告会、新規採用職員研修及び座談会等

8. 委員会活動

利用者の安心・安全や職員の知識・支援の質の向上、労働衛生管理、情報発信等のため、各種委員会を開催します。

(1) 苦情解決第三者委員会

施設へ寄せられた苦情・相談内容について委員会に報告し、第三者委員にご助言をいただき、その解決に努めます。

(2) 衛生委員会

職員の健康障害の防止、労働災害の再発防止のため、委員会にて報告し、産業医のご助言をいただき、その防止のための検討を行います。

(3) 虐待防止委員会

この委員会は虐待防止委員会Ⅰ及びⅡで構成されており、虐待防止委員会Ⅱ（虐待防止マネージャー会議）では職員に虐待防止法等を周知し、その理解を深めるための研修を実施します。また虐待防止チェックの実施と

分析や「虐待ひやりはっと報告書」の内容を検討し、保護者等による利用者への虐待が疑われる場合には、虐待防止委員会 I へ報告します。

虐待防止委員会 I では報告のあった虐待が疑われる案件について検討し、虐待と判断した場合には行政への通報を行います。その他、マニュアルの整備などを行います。

(4) 事故検証委員会

各施設から提出された、ヒヤリハットと事故の内容を検証し、その結果を施設に報告し、再発防止に努めます。

(5) 新型コロナウイルス対策委員会

新型コロナウイルス関連の情報収集を行い、感染防止のための対策と感染者発生時の対応を検討します。また関係マニュアルの改定を行います。

(6) 給食委員会

管理栄養士を中心に、各施設の担当者や調理員と利用者の給食提供に関わる検討を行います。食形態の調整、嗜好調査の結果などを施設間で共有し、安全で楽しく食事が摂れるよう努めます。

9. 健康管理

利用者・職員の健康管理のため健診等を実施します。また施設利用者においては体重測定や歯科指導、血圧測定などを必要に応じて実施し、健康管理、疾病の早期発見に努めます。

- ・利用者：小児科診察、整形外科診察、内科検診、歯科検診、耳鼻科検診
- ・利用者：内科検診、精神科検診、歯科検診、耳鼻科検診、血液検査、尿検査、便検査、インフルエンザ予防接種（あすなろ、虹の家・友愛の家）
- ・職員：健康診断

10. 安全・防災・防犯

- ・受託経営する施設の管理を行います。安全管理においても常に設備器具の点検を行い、整備の万全を図ります。
- ・事故、感染症等各種リスクに対応するため、定期的なマニュアルの見直しを行います。新型コロナウイルス感染対策については、引き続き情報収集を行いながら、利用者・職員の感染予防に努めます。
- ・送迎について、利用児者の状況に応じてコースなどを検討し、安心してご利用いただけるようにします。
- ・利用児・者参加による避難訓練を毎月実施します。あわせて消火設備、避難設備器具等の点検を行い、万全を期します。
- ・地震等の災害に対応できるよう事業継続マネジメント（BCM）の作成を行います。また福祉避難場所としての受け入れ体制の整備を図ります。
- ・日中の出入口施錠や各務原警察の巡回等により防犯の強化に努めます。

11. 地域貢献

ボランティアや高校、大学等の福祉実習の受け入れの他、地域の関係者に向けた療育研究会などを開催します。また、各務原市の寺子屋事業への協力により福祉人材の育成に努めます。

各務原市福祉の里つくし(福祉型児童発達支援センター) 定員40名

1. 事業概要

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りが見られたりする就学前の幼児とその保護者に対し、保育を通して心身の発達を促し、家庭を中心とする日常生活への適応力を育てます。また、保護者の方に対し相談、助言等を通して、子育ての不安を減らし自信を持って子育てしていけるよう支援します。

2. 運営方針

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りがみられたりする就学前の幼児とその保護者に対し、個の発達段階に応じた効果的な保育を通して、家庭を中心とする日常生活への適応力を育成します。

3. 現状と課題

- ①待機児童について、職員配置等検討してきましたが、職員の欠員状態が解消されず、待機児について対応できませんでした。(3月現在待機児童11名)
- ②管理者が他事業や他業務と兼務していることにより、管理業務が手薄になっていることや、児童発達支援管理責任者の仕事が過多になってしまい職員育成や管理業務が手薄になっています。

4. 実施計画(目標)

(1) 発達支援

①待機児童に対する対策

職員体制を整備し1クラス増やし(4クラス→5クラス)、柔軟なクラス編成をすることで、待機児童を減らせるようにしていきます。

②専任の管理者を配置する

専任の管理者を配置し、事業運営面を強化すると共に、サービスの質の向上を図ります。

5. 人員配置

管理者(専任)、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、言語聴覚士、看護師、医師、管理栄養士、送迎バス運転士兼介護員、事務職員

各務原市福祉の里つくし（保育所等訪問支援事業）

1. 事業概要

保育所、幼稚園等に在籍し集団適応のために専門的な支援を必要とする子どもに対し、通所・通園先の集団の中で個別的な関わりを通して、子どもが集団生活に適応し、保育所・保育園・幼稚園などで安定した生活が送れるように支援します。

2. 運営方針

子どもの発達特性や生活環境などを踏まえ、集団生活への適応性や社会性が身につけられるように支援します。また、ご家族や保育所等の職員と連携を取りながら子どもの育ちを支援します。

3. 現状と課題

- ①1年を通して専任職員が訪問支援に当たることができ、予定通り、つくし終了児のフォローアップとしての訪問、保護者の都合で施設利用が困難なケースに対しての訪問、集団生活の中で支援が必要なケースの訪問を計画的に行うことができました。
- ②地域支援として、「各務原市すくすく応援隊事業」に62回、「各務原市すくすく応援隊事業随時訪問」に20件、「各務原市ことばの相談事業」に24回、職員を派遣しました。それぞれの事業の特色を活かしながら、保護者や園の先生に対して発達に関しての相談を行いました。

4. 実施計画（目標）

（1）保育所等訪問支援

①ニーズの掘り起こしを行う

通所支援と連携しながら、施設支援ではなくアウトリーチ型の支援が必要な子どもを掘り起こし、さらに事業展開していけるようにします。

②地域支援の強化

子育て支援課、子ども館との連携を深め、待機児童やことばの相談会上がってくる、支援が必要な子どもに対してのフォローアップができるような機会を作れるようにします。

（2）地域支援

①各務原市すくすく応援隊事業への協力

市内の保育所、保育園、幼稚園等を巡回し、保育現場にて発達が気になる子に対して、現場職員に支援等をおこなう市の事業へ施設職員を派遣し、一緒に療育のアドバイスを行います。前年度のアンケート結果を踏まえて、事業内容を深めていけるようにしていきます。

②各務原市ことばの相談事業への協力

地域支援として、ことばや社会性の発達など気がかりなお子さんの相談に対して、市の保健師と協力しながら施設職員がアドバイスをを行い、センター機能の役割を果たします。

5. 人員配置

管理者（専任）、児童発達支援管理責任者、訪問支援員（言語聴覚士）、事務職員

各務原市福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター）定員20名

1. 事業概要

運動発達や医療的ケア等に支援が必要な就学前の乳幼児とその保護者に対し、保育を中心に理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。

2. 運営方針

運動発達や医療的ケア等に支援が必要な子どもに対し、保育士、看護師、訓練士がチームとなって連携し、総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。また、子どもが地域の園や支援機関でも安心して過ごせるよう、地域との連携に努めます。

3. 現状と課題

- ①保育は、療育の目的別に2クラス編成とし、集団保育の中でも個々のニーズに合わせた配慮をしていますが、最近では、保護者の就労への対応や家族分離の経験へのニーズが高まっています。そういった保護者の思いに寄り添うことと、子どもの発達ニーズへの支援とのバランスが課題です。
- ②新人・新任職員を迎え、安心して業務に向かうことを目的としてきましたが、メンタル面での変化に気づくのが遅れてしまいました。特に新人職員への人材育成が課題です。
- ③看護師が増員され、医療的な相談や処置への対応がスムーズになり、利用児、職員とも安心度が増しました。また、医療的ケア児の成長に伴い、施設内外の関係機関への引継ぎや情報提供を行いました。利用児の、医療的ケアの種類が多様化しており、ますます看護師の役割が求められています。

4. 実施計画（目標）

（1）子どもに合わせた支援・保護者支援の充実

療育目標に合わせ、保育の2クラス編成を継続します。支援内容の多様化に対応できるような役割分担を行います。（通常の療育に加え、家族分離や家庭訪問などの実施方法。職場内研修。変化する社会的サービスの把握。）

（2）職員が働きやすい組織作り

多職種間の連携を深め、相互に話しやすい環境の中で、各職員が持っている個性や専門性を発揮できる機会を作ります。

（3）医療的ケア児への支援の充実

定期的なケース検討や研修を通し、職員間の情報交換を行います。

医療的ケア児の生活の場が広がるよう、子どもを取り巻く施設内外の関係者が安心して支援できるような体制作りに努めます。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、医師、管理栄養士、事務職員、

各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）定員20名

1. 事業概要

主に保育所・幼稚園等に在籍し、ことばや社会性の発達が気がかりな、又は運動発達に支援が必要な就学前の幼児とその保護者に対し、週1回、ニーズに応じた個別的な支援（取り出し療育）を行い、総合的な発達と社会生活への適応を促します。また、保護者に対しては、子どもの特徴を理解し、子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。

2. 運営方針

ことばや社会性、運動の発達が気がかりな就学前の幼児を対象に、一人一人の子どもに応じた個別的な支援を行うとともに、地域の医療・園・学校等との連携を図り、家族が地域の中で安心して生活できるように支援します。

3. 現状と課題

- ① 本来なら、毎日の生活の中で療育を受けることが望ましい子どもが、地域の園に就園し、さくらに通っているケースが増えています。そのため、子どもが生活の場として大半の時間を過ごす園との連携が不可欠です。また、保護者に対しては、育てにくさのある子どもとの関わり方や、ADL面の自立に向けての取り組み等、生活全般において具体的な助言が必要であり、より丁寧な支援が望まれます。
- ② 子どもの発達段階や発達特性に合わせた多様な療育のあり方が必要です。
- ③ 就学支援では、子どもにとって必要な情報が、的確に市教委や学校に繋がれていくことが大切です。そのため教育支援票補助資料の内容について、再度検討していく必要があります。

4. 実施計画（目標）

（1）保育所・幼稚園との連携、保護者支援

生活での支援が多く必要な子どもに対しては、つくしを見学する機会を設け、生活の中で必要なことを具体的に保護者に説明し確認していきます。また、家庭、保育所・幼稚園、さくら、相談支援事業所等の関係者で、必要に応じて担当者会議を持つ等、支援について連携していくことで発達を保障します。

（2）子どもの発達に合わせた療育

子どもの発達にとって必要な支援が提供できるよう、個々の発達のニーズに合わせた様々な療育形態を提供します。必要に応じて母子療育を行ったり、グループごとに簡単な勉強会を行ったりします。

（3）子どもの発達に合わせた就学支援

引き続き、就学についての保護者向け勉強会（年4回）、校区の学校見学、大学教授による発達相談会、教育支援員会への情報提供等、子どもの発達に合わせた就学先を、保護者が納得しながら安心して選択していけるよう支援をします。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、医師、事務職員

各務原市福祉の里あすなろ(生活介護事業)定員60名

1. 事業概要

知的障がいがある方に対し、安定した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、食事の介助及び更衣、排泄の支援を行います。また、作業活動(仕事)を中心とし、調理・洗濯・掃除などの支援、並びに検診、運動などの健康管理の支援、外出支援等を行います。

2. 運営方針

知的障がいがある方に対し、障がいの特性や得意なこと、加えて支援のニーズに応じて、1階と2階のグループに分かれて活動を行います。また、一人ひとりのニーズや目線に合わせた支援を実施します。

施設での活動や地域で生活する上での情報提供及び助言をするとともに、地域にある様々なサービス機関と連携して支援を行います。

3. 現状と課題

- ① 1階、2階のそれぞれの活動が確立したことで、活動内容が充実し、利用者が落ち着いて活動に参加できるようになりました。また、一人ひとりが自分らしさを出せる場面が増えました。一方で、職員が、自分の担当以外の他の階の利用者や業務の把握が難しくなっています。
- ② 2階利用者の障がいの重度化や、強度行動障害のある利用者の増加で、介助や個別での支援が必要な利用者が増加していますが、介助・支援のしやすい障がい者トイレが1箇所しかなく、トイレの順番待ちが増えています。(トイレの耐用年数と洋式トイレの必要性が年々高まっている)
- ③ 利用者の高齢化により、生活習慣病等の健康不安が増えています。

4. 実施計画(目標)

(1) 安心・安全の確保

移動時は事故を防止するために付添、見守りをより行い、安全の確保に努めます。また、年間の各行事についてもコロナ感染防止対策を考慮し、少人数による分散化等でのニーズに沿った行事を行います。

(2) 意思決定と自己選択

各活動において、自分で選んでもらう場면을数多く増やし、意思決定と自己選択を尊重する支援に努めます。

(3) 尊厳の確保

2階トイレ誘導の時間の調整、1階トイレ介助時の障がい者トイレの使用などを行い、利用者の体調に合わせつつ、個人の尊厳を確保できるように努めます。

(4) 健康の維持と将来の暮らし

保護者と協力し、本人の健康を維持していけるように努めます。また、将来の暮らしの場、家庭での支援者の緊急時にどのように対応していくかなどを、相談支援専門員と連携し、考えていきます。

(5) 情報共有の推進

各階の状況を伝えあい、情報共有に努めます。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、管理栄養士、事務職員
送迎バス運転士(委託)

各務原市福祉の里ぽぷら (生活介護事業) 定員20名

1. 事業概要

重症心身障がい、身体障がいの方に対して食事及び排泄・入浴の介護や日常生活に必要な機能の維持向上を目的とした機能訓練の機会の提供、その他レクリエーションなどの活動を通して安定した日常生活と社会参加への支援を行います。

2. 運営方針

利用者の生活の質を高め、安定した日常生活を営むために必要な支援、介助、訓練等を行い、地域での安心で安全な暮らしを支援します。また、地域にある様々なサービス機関との連携のほか、施設での活動や地域での生活に必要な情報の提供および助言等の支援を行います。

3. 現状と課題

- ① コロナ禍において、緊急事態宣言発令とともに利用を自粛される方や、重度心身障がい者の方の入院や体調不良による欠席が例年より多くあり、利用率が低下しています。また、長期入院者（1名）については、月1回状態を確認しているものの今後の利用についての見通しが立たない状況にあります。
- ② コロナ禍でマスク着用が難しい方が数人いることから、感染症対策の難しさや感染対策を踏まえた活動内容の工夫が必要です。
- ③ 様々な食事のニーズ、（嚥下障がい、食物アレルギー、塩分調整、食嗜好等）に対応した食事の提供に加え、コロナ禍での食事の提供・介助方法や嚥下体操の工夫が必要になっています。
- ④ 医療的ケア（胃瘻・経胃十二指腸栄養の他、気管切開、吸入・吸引、酸素飽和度や脈拍のモニターの管理・ストマー管理・導尿の管理・腹膜透析の管理など）が必要な方が7名通所されている現状の中、新たな医療的ケアが必要な利用者の受け入れについては、希望日に応じられない場合が出てきました。

4. 実施計画（目標）

（1）安心・安全な医療的ケア

職員間の気づきを大切にすることにより、健康悪化につながる兆候を少しでも早く見つけられるよう努めます。また、予防のための活動・支援を行うとともに、丁寧かつ確実な医療的ケアを実施します。

（2）衛生管理への取り組み

新型コロナウイルス感染予防として、利用者の協力を得ながら、マニュアルに沿った取り組みを行い、水際で食い止められるよう努めます。

（3）災害に備えての取り組み

火災の避難訓練に加え、地震の避難訓練を取り入れていきます。また、施設で備えた医療用具や衛生用品その他の備蓄品の定期点検をしていきます。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、事務職員、送迎バス運転士（委託）

1. 事業概要

障がいのある方に対して、次の段階を念頭に置いた福祉的就労の場を提供し、能力及び特性に応じて適切に支援を進め、社会的に自立できる力を育てます。

2. 運営方針

- ・福祉的就労を念頭に置いた作業支援、就労支援・相談支援に努めます。
- ・生活自立に向けた生活支援に努めます。（公共交通機関の利用など）
- ・一人ひとりのニーズや目標に合わせたサービスを実施し評価します。
- ・様々な障がいに対応するため、職員のスキルアップを図りサービス向上に努めます。

3. 現状と課題

- ① **作業支援**：従来からの受託作業の正確性に努めてきました。今後も安定した工賃の確保を目指して、信頼される作業を続ける必要があります。
- ② **生活支援**：公共交通機関利用を中心とした施設行事を計画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は中止しました。今後の動向を見つつ、実施を検討する必要があります。また、将来的にグループホームなどへの入居希望者が増えているため、相談支援事業所と連携し、準備支援も必要です。
- ③ **就労支援**：利用者のステップアップを進めたいと考えますが、本人、家族が希望しないことが多く、どのように共通理解したらよいかが課題です。

4. 実施計画（目標）

（1）作業支援

定期的な受託している作業の正確性を上げるためにティーチプログラム等を活用します。作業スピードにこだわらず質を重視し、利用者の作業内容の範囲を広げることに重点を置き支援します。また工賃月額10,000円を目標とします。

（2）生活支援

生活自立に向けた支援として公共交通機関の利用について検討します。コロナ禍において、買い物や余暇の過ごし方について施設内でできる代替活動を検討します。またグループホームへの入居希望者への準備支援を行います。

（3）就労支援

就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）を視野に個別に支援します。

（4）社会見学

工場の仕組みや、生産ライン・働く人を実際に見てみることにより、働くことに対する興味・関心や意欲を育てるため、新型コロナウイルス感染状況をみながら、年1回の実施に向けて検討します。

（5）家族支援

相談支援事業所と連携しながら、将来に向けての暮らしの相談を行います。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員、管理栄養士、事務職員

各務原市基幹相談支援センター すまいる

1. 事業概要

障がいのある方に関する相談に対し、総合的な相談支援を行います。また支援困難事例や虐待への対応、相談支援従事者への助言を行い、関係機関と連携・協働し、障がい福祉に関するニーズの充足のために利用できる地域のサービスや人材育成、支援技術等の向上を図るとともに、各務原市障がい者地域支援協議会（協議会）の運営を行います。

2. 運営方針

障がいのある方本人の声をお聞きしながら、本人自身が希望する暮らしが実現できるよう、安心して相談できる支援体制の構築と、本人が望む暮らしが叶うように関係機関や協議会で検討する地域作りの取り組みとの両輪で進めていきます。

3. 現状と課題

- ①相談の内容が幅広く、また、障がい種別も様々であることから、職員の資質向上のため、積極的に研修を受け、知識を得て、支援技術を身に着けることが必要と思われます。
- ②地域で行きづらさを抱える人が増えている現状と共に県及び市内相談件数の増加に伴い、委託相談のあり方も踏まえた市内の相談支援体制の整備を行う必要があります。
- ③福祉的な支援のニーズの高まりと市内の福祉サービス事業所の増加等を受け、今後協議会の役割は高まっていくと思われる為、適正な運営が行われるよう協議していく必要があります。

4. 実施計画（目標）

（1）ワンストップ相談窓口の役割体制構築

関係機関と密な連携を取り、相談者の方の不安軽減に努めます。

（2）市内の相談支援体制の構築

強度行動障害者、医療的ケア児者、地域で暮しづらい人など障害特性によって、生活しづらさがある方たちへの相談支援について考えていきます。

（3）障がい者虐待の防止に向けての体制づくり

各務原市・支援施設・関係機関（権利擁護センター・子ども相談センター・警察等）と連携を密にしながら、障がい者の権利を守るためのネットワークの構築と市内障害福祉サービス提供事業所への研修等を企画し、理解を進めます。

（4）各務原市障がい者地域支援協議会の運営及び地域生活支援拠点の実施

各務原市と連携しながら自立支援協議会の運営を行い、各部会で活発な意見交換ができる場や、専門職による検証・助言ができる場、各種研修ができる場作りを目指します。また、関係機関の連携やコーディネーターの活用により緊急時の相談や受け入れ対応や障害福祉サービスを受けていない障がい者と高齢家族の世帯など『親亡き後』が心配される方の実態把握を実施します。

5. 人員配置

相談支援課長兼センター長、地域生活支援拠点コーディネーター、相談支援専門員、事務職員

各務原市福祉の里どんぐり（特定・障害児相談支援事業）

1. 事業概要

障がいのある人やそのご家族の思いに寄り添い、能力や特性に応じて、自立したその人らしい生活が送れるように相談支援を行います。また、将来や子育てに不安がある人に対しては適切な情報提供等を行い、不安の軽減が図れるよう支援します。計画相談支援においてはサービス等利用計画書の作成を通して適切な福祉サービスの提供が行えるよう情報提供を行い、継続的にモニタリングを行う中で利用者の生活の質が高まるような相談支援を行います。

2. 運営方針

各務原市内の障がい児者が安心した生活を送れるように、様々な相談に応じ、医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連絡調整を図りながら、総合的・継続的に相談支援を行います（一般相談）。また、サービス等利用計画書の作成を通して利用児者の方のニーズに応じた福祉サービスが継続的に利用できるよう、モニタリングを行い、サービス提供事業所と連携を図ります（計画相談）。

相談支援を通して、地域での課題を発見し、関係機関と連携をしながら課題解決に向けて努力します。

3. 現状と課題

現在、一般相談に加え、障がい児者併せて約530人の計画相談支援を4人で担当していますが、以下の3点が課題です。

- ① 新型コロナ感染予防のため、直接会うことが難しいので、利用者の真のニーズを汲み取りながら支援を考えていくことが難しくなっています。
- ② 本人、家族の価値観、ニーズが多様化し、対応が難しいケースが増え、関係機関との複雑な調整、幅広い知識が必要になってきています。
- ③ 子どもの虐待案件が非常に多くなっており、関係機関との役割分担や支援内容が非常に複雑かつ繊細なものとなっています。

4. 実施計画（目標）

（1）丁寧な相談

利用児者の立場に立った丁寧な相談支援を行います。

（2）関係機関との連携

利用児者の将来を考え、より良い生活を送ることができるよう、関係機関と連携を取り、個別支援会議等を通して支援の方向性を一緒に考えていきます。

（3）サービス等利用計画・一般相談の質の向上

利用児者の真のニーズを汲み取り、より良い支援を利用者に提供するため、研修を充実させ、市外、県外の福祉施設、サービス、関連する分野についても幅広い知識を得ていきます。

（4）コロナ禍での新しい相談スタイルの検討

オンライン会議、リモート面談の実施について検討していきます。

5. 人員配置

管理者、相談支援専門員、事務職員

高齢者生きがいセンター稲田園(生きがいセンター)

1. 事業概要

市内在住の60歳以上の方を対象に、健康増進のため入浴施設、運動器具・軽スポーツ用具等を提供するとともに、教養の向上、レクリエーションなどの便宜を図ります。

2. 運営方針

高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、生きがいと健康づくり活動を支援する環境を提供するよう努めます。また、市民のニーズに応えるため地域の社会資源を活用するとともに、市ならびに関係機関と連携を図り事業推進に努めます。

3. 現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休園が3カ月以上あり、大幅な利用者減となりました。園では、新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止の対策を適切に行い、マニュアルの策定や現状に合わせた改訂を行ってきました。コロナ禍での開園時、個人利用者からは、大浴場でゆったりと気持ちよく入浴できると好評でした。団体利用者からは、バスの送迎により、施設で親睦会等を楽しみながら過ごせると好評でした。今後は、新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止に努めます。また、減少した利用者を増やしていくために既存利用者のフォロー及び新たな利用者の開拓が必要です。

「重い持病を抱えた利用者」や「障がい者手帳を所持する利用者」が増え、見守りの重要度が上がっています。利用者間のトラブルや入浴中の事故などの防止のための見守り方法を検討し、安全に配慮した対応をする必要があります。

4. 実施計画(目標)

(1) 新型コロナウイルス等感染症対策の徹底

現状に合わせた感染症対策を随時行います。(マニュアルの改訂含む)

(2) 入浴サービス

利用者に満足いただけるよう、衛生管理・美化の行き届いた入浴施設の提供に努めます。また、入浴中の事故防止、健康面の見守りに努めます。

(3) 団体向けサービス

各種団体等(シニアクラブ・近隣ケアグループ・ボランティアハウスなど)が10人以上の利用で、計画的に送迎バス(無料)を配車します。

(4) 生活・健康等の相談及び指導

健康増進施設として「稲田園 健康講座」を年1回計画・実施及び健康器具等を整備等し安全に提供し、健康維持・増進に繋げられるようにします。

(5) 関係機関・ボランティアと連携した取り組み

- ① 市関係機関等と連携し、団体向けに「出前講座」を紹介します。また、各種ボランティア団体と連携し、演芸(歌・踊り・演奏等)を紹介します。
- ② 新規利用者の開拓のため、チラシの配布やホームページでPRします。

5. 人員配置

園長、事務職員、用務員

福祉の里支援センター

1. 事業概要

ボランティアの活動支援や大学生等の実習生の受け入れ、施設PRのための行事開催のほか、全市民に対してアリーナ等の貸館業務を行います。

2. 運営方針

地域住民に対して、福祉に関する各種研修事業、ボランティア活動支援事業、その他地域の特性や地域住民のニーズに応じた事業を行い、ボランティア活動の知識、福祉の充実・促進を図ります。

3. 現状と課題

ボランティアや大学生等の実習生を積極的に受け入れ、これらを通して福祉に対する理解を深めていただき、施設と地域との繋がりを大切にしていきます。

ボランティアについては、長期間活動していただいていた方が活動を終了されるなか、関係機関とも連携しながら新たな活動者の募集と長期継続となるよう支援を行う必要があります。

貸館業務については、不特定多数の利用であることから、新型コロナウイルス感染防止のために消毒等の予防対策を徹底し、安心してご利用いただけるよう努めていきます。

4. 実施計画（目標）

（1）ボランティア活動支援事業

ボランティアの参加育成に努め、地域社会との交流を積極的に行います。また、各務原市社会福祉協議会とも連携しながら、福祉の知識の充実・促進を図ります。

（2）体験学習生・実習生の受け入れ・研修等

中学校や高校の福祉体験学習・インターンシップ等の受け入れを行い、施設と学校とのネットワークを密にするとともに、共同して福祉教育に寄与します。また、大学等の福祉職員養成機関の実習の受け入れを行い、今後の福祉現場を担う専門職員の養成を行います。

（3）福祉の里ふれあい夢まつりの開催

これまでの事業運営へのご理解とご支援に対する感謝を伝え、また今後の事業にご理解をいただくためのイベントとし、市民の皆様への情報発信の場とします。

新型コロナウイルス感染状況をみながら、開催の検討を行います。

（4）貸館業務

全市民を対象にアリーナ・会議室・なかよし広場等を提供します。
利用者にも協力をお願いし、新型コロナウイルス感染防止のため、体調管理、消毒等を徹底します。

年間行事計画

月	施設行事	全体行事、理事会・評議員会
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度保護者説明会（各施設ごと） ・遠足（つくし・たんぼぼ） 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ旅行（あすなる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・監事会 ・第1回理事会 ＜令和2年度事業報告・決算等＞
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーデイ（たんぼぼ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員選任解任委員会 ・定時評議員会 ・第2回理事会 ＜役員改選に伴う理事長互選等＞
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会（つくし） 	
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足（たんぼぼ） ・岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアに参加（虹の家・友愛の家、あすなる） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足（つくし） ・岐阜県障がい者スポーツ大会に参加（あすなる、虹の家・友愛の家） ・岐阜県障害福祉事業所連絡会岐阜ブロック交流運動会に参加（虹の家・友愛の家） ・愛護ふれあいバス事業（虹の家・友愛の家） 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の里ふれあい夢まつり ・第3回理事会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーデイ（たんぼぼ） ・インフルエンザ予防接種（あすなる） ・運動会（ほぶら） ・社会見学（虹の家・友愛の家） ・ソロプチミストとの交流会（虹の家） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会（施設ごと） ・ファミリーデイ（つくし） ・もちつき大会（あすなる） ・竹林救援隊ボランティアによる門松作り（ほぶら） ・お楽しみ交流会（虹の家・友愛の家） 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・初詣（ほぶら、虹の家、友愛の家） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・節分行事（施設ごと） ・蘇原民生委員児童委員との交流会（虹の家） 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決第三者委員会（第三者委員2名出席） ・衛生委員会（健康管理医出席）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒園式（つくし・たんぼぼ） ・年度末式（あすなる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回理事会 ＜令和4年度事業計画・予算等＞

※各行事は新型コロナウイルス感染状況を考慮して開催の判断を行う

- ・運営責任者会議…毎月1回
- ・避難訓練…毎月1回実施
- ・事故検証委員会…2ヵ月毎実施
- ・衛生委員会、虐待防止委員会、給食委員会…毎月1回実施
- ・新型コロナウイルス対策委員会…随時
- ・保護者向け勉強会・交流会（つくし・たんぼぼ…毎月1回、さくら…年4回）実施